

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 岩崎 稔 印

学位申請者 佐藤奈緒

論 文 名 現代中国の都市部における法律支援の持続可能性
－弁護士の〈仲間意識〉に着目して－

【審査結果】

2021年2月27日、岩崎稔（主査）、澤田ゆかり、大川正彦、倉田明子、小嶋華津子（慶應義塾大学）からなる審査委員会は、佐藤奈緒氏より提出された博士学位請求論文「現代中国の都市部における法律支援の持続可能性－弁護士の〈仲間意識〉に着目して－」の審査および口述による最終試験（公開審査）を実施し、全員一致で博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

【論文の構成】

序章

第1章 都市部の法律支援の分析方法－農村草の根リーダーの行動様式を切り口として

第2章 草の根の法律支援の隆盛をめぐる背景

第3章 社会的正義の希求行動としての法律支援－既存の枠組から見た弁護士の行動様式

第4章 承認の保持のための法律支援－〈承認の論理〉から見た弁護士の行動様式

第5章 〈互助の論理〉と擬似的コミュニティ

第6章 都市部の法律支援の事例から見た〈仲間意識〉－〈承認の論理〉と〈互助の論理〉

終章

【論文の概要】

本論文は、現代中国の都市部で法律支援を行う弁護士の行動様式に着目し、強権的な政府の抑圧にもかかわらず、彼らの活動を持続可能にする仕組の解明を試みた研究である。従来の研究では、法律支援に携わる中国の人権派弁護士の活動を市民による権利要求の発現ととらえ、彼らを社会変革の担い手として評価する見方が主流であった。このような「権利意識」からのアプローチでは、現体制と対立する急進派弁護士を事例として取り上げることが多い。これに対して本研究は、体制の枠内で改良をはかる穏健派弁護士に焦点を合

わせて、弁護士個人と他者との関係にもとづく「仲間意識」からのアプローチの必要性を主張している。

各章の内容は以下のとおりである。

序章では、中国の法律支援 NPO に属する弁護士らとの交流を通じて、著者が上記の問題意識をもつにいたった経緯が記されている。また先行研究を（1）法律扶助制度、（2）権利要求の「維権」活動、（3）農民工ネットワークの互助に分類し、それぞれの特徴と本課題への有効性を検討している。さらに分析枠組としてサードセクターのサステナビリティの概念を援用し、法律支援を行う弁護士の分類を通じて「穏健派」の再定義を試みている。最後に著者は、中国社会における地縁・血縁・業縁などのネットワークと「仲間的結合」に関する仁井田らの研究を踏まえて、穏健派弁護士が支援行為に携わる際の感覚を「仲間意識」と名付け、弁護士コミュニティでの関係性および弁護士本人と当事者（依頼人）との二者関係からサステナビリティの原動力を追求するとしている。

第 1 章では、前述の「仲間意識」を構成する要素を探るために、草の根の社会運動におけるリーダーの行動様式を切り口として、中国農村の集団抗議運動に関する先行研究を読み解いている。法と抗議運動の関係をめぐる議論を整理し、実在する指導者らのプロフィールを紹介したのち、著者はこれら草の根リーダーが抗争の先頭に立ち続ける原動力を、帰属先である農村コミュニティの成員との関係性に求めている。ここで著者は古市憲寿の研究による帰属コミュニティでの仲間同士の相互承認を参照するいっぽうで、中国農村での「承認の論理」が内包する保身的な行動原理と強制的な性格を指摘している。そのうえで、著者は急進派の法律アドバイザーで人権活動家の郭飛雄が広東省における村民のハンガーストライキを支援した際の行動を例に挙げて、郭の帰属先が農村ではなくあくまで都市部の人権派コミュニティであり、そこでの承認の獲得が行動様式に重要な影響を及ぼしたと解釈する。

第 2 章では、草の根の法律支援が盛んに行われるようになった背景を分析している。まず著者は国の政策として司法部が 1990 年代半ばから導入した「法律扶助制度」の構築を指摘する。当初は貧困者に向けた扶助政策の一環として進められた政策であったが、裁判制度改革や弁護士の脱公務員化、2001 年の WTO 加盟に向けた対外アピールを通じて、しだいに人権擁護の成果として認識されるようになった。また 2000 年代中期からは、胡錦濤政権による農民工の権益擁護が重要政策として位置付けられたことも、この制度の隆盛につながった。著者は扶助制度の利用者数、案件の内訳、機構数や予算規模のデータを示すことで、当該制度の急拡大を描き出している。さらに著者は、法律扶助制度の影響として、「弁護士は弱者を助けなければならない」という国家主導の言説形成と普及が穏健派弁護士の急進化をもたらしたことを指摘する。これに加えて、マスメディアが権利擁護の活動家を好意的に報道したこと、こうした弁護士たちに法律支援の場を提供する草の根 NGO が成長したこと、沿海大都市部では急増した弁護士らが供給過剰になったことも、草の根

での法律支援を活性化した、と著者は結論付けている。

第3章から第5章は、本論文の独自データとなる13名の穏健派弁護士の事例分析である。うち6名は著名な活動家でもあり、自伝や回顧録、マスコミ報道を介して情報を収集している。残りの7名に対しては筆者の直接聞き取り調査に基づく分析がなされている。

第3章では、13名の弁護士の立場や資金の調達方法、支援対象者の特徴を記述したのち、従来型の権利擁護のアプローチから彼らの行動様式を個別に分析している。その結果、彼らの法律支援の持続が社会的正義の希求によって支えられていることを確認した。同時に、運動の創始者と比べると、直接聞き取りの対象としたボランティア弁護士たちは法律支援の参加動機として「人助け」や「実務経験の蓄積」、「自分も農民工」という理由を挙げており、社会的変革とは別の目的も存在することを示唆している。

第4章では、第1章で著者が提起した「承認の論理」を視座として、前章と同じ13人の弁護士の行動様式を分析している。そこから法律支援の持続の原動力として、法律家コミュニティによる承認、インターネットユーザーからの承認、クライアントとの擬似的家族共同体による承認が抽出された。またリーダーとしての承認を得るために、次々と新たなコミュニティの形成を図る事例も指摘された。さらに「承認の論理」の背景となるコミュニティの求心力について、(1) 社会貢献を通じた「正しさ」に訴えた魏偉の事例と(2) 成功報酬を通じて成員への金銭的還元を図った周立太の事例を対比して考察を行っている。その結果、両者は対立するものではなく、どちらのリーダーも「正しさ」と資力の双方を求心力としていること、また周の行動は擬似的家族共同体に対する再分配として捉えられることが指摘された。これらの分析にもとづいて著者は、「承認の論理」から構成される「仲間意識」が法律支援のサステナビリティを支える主動力であるのに対して、経済的動機はこの「仲間意識」を支えるサブエンジンである、と主張する。

第5章では、直接聞き取りを行なった7名のボランティア弁護士に焦点をしばって、彼らの行動様式を再構成している。これら7名は、すべて同じ北京の草の根労働NGOに加入しているが、実務経験（実習中の新人／5年以上のキャリアがある中堅）と出身（農村出身者／都市部の住民）という属性からみると、それぞれ異なっている。著者は、彼らの語りにもとづいて、法律支援がなぜ持続するのかを追求している。まず出身の属性から「同胞意識による互助」を検討するが、出身とは無関係に活動の対象が展開したことから、この理由付は棄却される。これに代わって「二者間の互助」を基本とするネットワークの存在が浮かび上がり、互助の網を広げる動機付けとして(1) リスク分散、(2) 実利の獲得、(3) 擬似的コミュニティの承認という要素が抽出された。以上の分析結果から、著者は、「仲間意識」の構成要素として、「承認の論理」に加えて「互助の論理」の重要性を主張するにいたった。

第6章では、まず「仲間意識」を支える「承認の論理」と「互助の論理」の双方が穏健派弁護士の行動様式に並存し、かつ同時に作用することを郭建梅の事例を用いて説明して

いる。また農村の草の根リーダーと急進派弁護士にも同様の図式が当てはまるとして、従来の研究では対立的に捉えられた急進派と穏健派および農村の抗議運動指導者を結ぶ共通性と連続性を示した。

終章は、1章から6章の総括と論文の学術的意義および今後の課題を提示している。著者によれば、本研究は法律支援の持続性を「仲間意識」に求めることによって、先行研究の「権利意識」アプローチだけでは説明できない穏健派弁護士の行動の仕組みを明らかにした、という意義をもつ。また急進派弁護士の行動にも「仲間意識」が垣間見えることを指摘し、市民社会にもっとも近い彼らの行動様式も、中国農村のリーダーと共通する要素に支えられていることを示した。さらに戦前の中国史研究から示唆を受けた点を紹介し、現代中国の都市部を超えた枠組につながる可能性に言及している。問題点としては、データ面での制約、複数の帰属コミュニティに関わる事例の欠如、互助における「見返り」部分に関する検討不足、被支援者の視点の不在を自ら指摘しており、これらを今後の課題として掲げている。

【審査の概要】

最終審査では、まず人とのつながり、連帯感といった「感情」に着目し、現代の中国社会の人的関係のなかに存在する暗黙の規範的な次元を可視化するという試みが高く評価された。また農村からの出稼ぎ労働者を支援する弁護士らに対して粘り強く何度も聞き取り調査を行い詳細なデータを収集した点、および既存の理論の当て嵌めにとどまらず現場から出発して自前の概念の構築を試みた点も学術的意義があるとされた。とりわけ穏健派弁護士すら活動が難しくなった現在からみると、価値観や活動の幅にまだ多様性があった時代の記録として貴重であることが審査委員から指摘された。

そのいっぽうで本論文に対しては、以下の問題点と疑問が提示された。第一に、行動原理としての「仲間意識」は弁護士活動だけ限らないことを考慮すれば、「法律支援の持続可能性」の要因としてどこまで有効といえるのか、という疑問である。

第二に、インフォーマントの代表性についても懸念が表明された。スノーボールサンプリングにもとづく13人の弁護士はどこまで中国の傾向を代表しうるのか、また出身や経験よりも個人差の方が大きいのではないか、という疑いが拭えない。

第三に、鍵となる概念の内容にはっきりしない点が残る。「承認」の概念の思想的背景（フランクフルト学派のホネット）を適切に生かしておらず、「互助」の規定も一般化しえない恣意的な解釈という印象を受ける。著者は弁護士と農民工クライアントの関係を互助と位置付けているが、両者の関係は非対称（支える側と支えられる側）であり、経験や技量の差を考えれば「見返り」の期待は非現実的ではないのか。擬似的コミュニティという概念もわかりづらい。これらのコミュニティは選択できるのか、その結束をもたらすものはなにか、公益はそれぞれのコミュニティでどう捉えられているのか。これらの問題点

を抱える分析枠組は精緻さを欠くと言わざるを得ない。

第四に、著者がフィールドワークを行った時期について、当時は胡錦濤政権の特殊な状況下にあったことから、弁護士らの活動が普遍的な行動様式の仕組を反映しうるのかという疑問が提示された。このほかにも、終章における戦前の中国史研究との連続性を示唆する部分の根拠が薄いこと、また固有名詞の表記や誤字・脱字が残っていることも注意を要する点として指摘された。

これらの質問やコメントに対して、佐藤氏はすべて真摯に応答した。第一の問題点については、「仲間意識」が弁護士に限定されるものでないことを認めつつ、法律扶助制度から発達した支援活動の持続性を探究する試みであることから、特に弁護士らの行動様式を取り上げる必要があったことを説明した。第二の問題点については、縁故を頼る以外にインタビューを実現する方法がなかったことを説明し、インフォーマント数の少なさと偏向への自覚を表明した。

第三の問題点については、ホネットに対する理解の不足およびコミュニティという概念になんでも詰め込みすぎたという反省を示しながら、互助に関しては「いつか返してもらおう」というロジックの持つ意味を説明した。すなわち「お返し」への期待を支援側が示すことで、相手に負い目を感じさせないという仕掛けが働き、現実には非対称的な関係であっても互助の枠組を両者が受け入れることを指摘した。

第四の問題点については、胡錦濤時代は特殊に見えるが、「承認・互助・仲間意識」は時代を超えて中国社会に存在しており、今の政治情勢がそれを見えなくしているという見解を紹介した。いかにすれば、「仲間意識」が行動原理として可視化されたのが胡錦濤政権の特殊性であり、穏健派弁護士にまで逮捕が及んでいる現状ではその活動は抑圧されているが、情勢の変化とともに復活する可能性がある、と回答した。また歴史研究からの示唆に対する批判については、清末から中華民国にかけて、個人主義的な競争社会で自分がいつ零落するかわからないリスクに満ちた社会であるという点で現代との共通性が見出せることを述べたうえで、安直な普遍化は戒めるべきであったとの反省を表明した。

以上のように、佐藤氏の答弁は今後に残された課題の所在を明確に意識したものであり、それぞれの問いかけに対しては的確な答えがなされた。また上記の問題点の多くは、本研究のさらなる発展に期待した提言であり、本論文の学術的価値を大きく損ねるものではないこと、また本学の博士学位論文の評価基準にある実用的意義の面でも NPO /社会的企業の運営に参考となりえることが確認された。

【総合的な判断】

以上、論文審査および最終試験の結果から、審査委員会は全員一致で、提出された論文が学術的に重要な貢献をもたらすものであり、佐藤奈緒氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であるという結論に達した。